

居宅療養管理指導契約書

様（以下「ご利用者様」といいます）と、医療法人渓仁会札幌西円山病院（以下「事業者」といいます）は、事業者がご利用者様に対して行う管理栄養士による居宅療養管理指導について、次の内容にて契約を締結します。

□ 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、ご利用者様に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、管理栄養士による居宅療養管理指導のサービスを提供し、ご利用者様は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

□ 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から、ご利用者様の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の2日前までにご利用者様から契約終了の意思表示がない場合、本契約は自動更新されるものとします。

□ 第3条（栄養ケア計画）

- 1 事業者は、ご利用者様の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って、「栄養ケア計画」を作成します。事業者はこの「栄養ケア計画」を作成した場合は、ご利用者様に説明し同意を得たうえで交付いたします。
- 2 事業者は、ご利用者様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能な場合には、速やかに「栄養ケア計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、ご利用者様が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

□ 第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問栄養食事指導記録」等の書面に必要事項を記入し、ご利用者様の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、「訪問栄養食事指導記録」等の記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、ご利用者様本人から開示の求めがあった場合は閲覧に応じ、実費負担によりその写しを交付します。

□ 第5条（ご利用者様負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対するご利用者様負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。なお、ご利用者様負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- 2 ご利用者様が正当な理由なく事業者に支払うべきご利用者様負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、ご利用者様の日常生活を維持する見地から、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成した居宅介護支援事業者に対し、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

□ 第6条（ご利用者様の解約権）

ご利用者様は、事業者に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

□ 第7条（事業者の解除権）

- 事業者は、ご利用者様の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成した居宅介護支援事業者、およびご利用者様が住所を有する市区町村にその旨を連絡します。
- 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合事業者は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、ご利用者様に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

□ 第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 第6条の規定によりご利用者様から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 次の理由でご利用者様にサービスを提供できなくなったとき
 - ご利用者様が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - ご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ご利用者様が死亡した場合

□ 第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、ご利用者様に対してその損害を賠償します。

□ 第10条（個人情報保護）

- 事業者は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族に関する情報を適正に保護します。
- 事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- あらかじめ文書によりご利用者様やご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- 事業者は、業務上知り得たご利用者様やご家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第11条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。

□ 第11条（苦情対応）

- ご利用者様は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、居宅介護支援事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 事業者は、ご利用者様が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

□ 第12条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、ご利用者様と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、ご利用者様がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

居宅療養管理指導重要事項説明書

居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて以下の通り説明致します。

1 事業所の概要

事業所の名称	医療法人渓仁会 札幌西円山病院	
所在地	札幌市中央区円山西町4丁目7-25	
管理者氏名	院長 山田 陽	
介護保険事業所番号	居宅療養管理指導	0110114121 号
サービス提供地域	札幌市全域	

2 事業所（地域包括ケアステーション）の職員体制等

職 種	人 員	業 務 内 容
管理栄養士	1名（常勤）	居宅療養管理指導の提供

3 営業時間

営業日	月～金曜日（土・日・祝日・12月30日～1月3日は休み）
営業時間	平日：午前8時45分～午後5時15分

4 事業の目的・運営の方針

【事業の目的】

（1）要介護状態（要支援状態）となられたご利用者様に対し、管理栄養士による居宅療養管理指導のサービスを提供することで、ご利用者様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

【運営の方針】

（1）居宅療養管理指導の実施に当たっては、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、ご利用者様の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。

（2）居宅療養管理指導の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5 サービスの内容

（1）管理栄養士はご利用者様の居宅を訪問し、身体の状況や生活上のご都合等を伺い、ご利用者様とご家族が安心できる食事や栄養の提供に関するご提案および食環境づくりを支援いたします。

（2）ご利用者様とご家族のご意向を伺い、医師の指示に基づいて「栄養ケア計画」を作成します。それに基いて栄養管理に関する必要な情報提供や助言並びに栄養食事相談を行います。

（3）管理栄養士は提供している居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善が図れるよう努めます。

6 ご利用者様負担金

（1）ご利用者様の方からいただくご利用者様負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額で、別表のとおりです。

（2）ご利用者様負担金は、月ごとの支払いとし、サービス実施月の翌月27日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。（27日が土日祝日の場合は翌週の金融機関の営業初日に引き落としとなります。）都合により口座引き落としをご利用できない場合は、事業者の指定する銀行への振込み（振込手数料はご利用者様負担となります）、または現金にてお支払いいただきます。

（3）上記に関わる請求書は、利用月の翌月～日までにご利用者様宛にお届け致します。

（4）下記のご利用者様負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦ご利用者様が利用料（10割）を支払い、その市区町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

【利用者負担金（介護保険法定利用料及びその他の利用料）】

内容	利用限度回数	単位	サービス費用	自己負担額（1割）
単一建物居住者が1人	1ヶ月に2回	544	5554円	555円
単一建物居住者が2人～9人	1ヶ月に2回	486	4962円	496円
単一建物居住者が10人以上	1ヶ月に2回	443	4523円	452円

【その他の費用について】

交通費 ※10km/160円 (ガソリン1ℓ換算)	往復の距離	金額
	20Km以上25Km未満	350円
	25Km以上30Km未満	420円
	30Km以上35Km未満	490円
	35Km以上40Km未満	560円
キャンセル料	前日までにご連絡がある場合	キャンセル料のご負担はありません
	前日までにご連絡がない場合	一律2000円
食材料費	調理実習などで食材料費が発生する場合には、事前にご利用者様の同意を得た上で、実費をご負担いただきます。	

7 サービスに関する苦情窓口

(1) 当事業所についてのご相談ご苦情については、下記窓口で承ります。

＜ご相談窓口＞

医療法人渓仁会 札幌西円山病院

- ・電話の場合 011-644-1356
- ・面談の場合 場所 札幌市中央区円山西町4丁目7-25

(2) 当事業所以外に、道庁・市役所・区役所、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- 1 北海道庁 231-4111（介護保険課）
- 2 札幌市役所 211-2547（介護保険課）
- 3 各区役所（保健福祉課） 中央区231-2400 西区 641-2400
- 4 北海道国民健康保険団体連合会 231-5161

8 苦情処理の体制と手順

(1) ご利用者様やご家族および居宅介護支援事業者から苦情があった場合は、直ちに詳しい事情をお聞きし、管理者に報告します。

(2) 管理者は苦情内容を確認し、以下のとおり内容に応じて迅速かつ適切に対応いたします。

(3) 即時対応が可能な場合は速やかに処置いたします。

(4) 事故（身体的事故、利用者の所有物損壊等）に関する苦情の場合は、適切な事故処理、医療的措置等を行う一方、事故の内容によって、主治医や損害保険会社への報告、担当の介護支援専門員や行政等関係機関への連絡等を図り、必要な措置を講じます。

(5) 受け付けた苦情、対応した事故について、必要に応じて管理者の主催による検討会議等を開き、会議等の結果を受け、翌日までには必ず具体的な対応を行います。状況に応じたご利用者様やご家族および居宅介護支援事業者への対応は次のとおりです。

- ①十分な説明
- ②管理者による謝罪
- ③面談または文書による再発防止策の提示
- ④損害賠償（事業者の責めに帰すべき事由がある場合）等その他必要な処置

(6) 対応後、経過記録を利用者台帳、苦情・事故受付処理簿等に記載し、再発防止に役立てます。

9 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応の上、ご利用者様の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業者の提供する居宅療養管理指導において事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は、損害賠償責任保険に加入しております。

10 個人情報保護

- (1) 事業者は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族に関する情報を適正に保護します。
- (2) 事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (3) あらかじめ文書によりご利用者様やご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (4) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後ににおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、上記8「苦情処理の体制と手順」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。
なお、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。
 - ①北海道 231-4111 (総務部法制文書課行政情報センター)
 - ②札幌市 211-2132 (総務局行政部行政情報課)

11 その他

- サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
- (1) 管理栄養士は、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 管理栄養士は、介護保険制度上、ご利用者様の心身の機能の維持回復のために療養の支援を行うこととされており、同居ご家族に対するサービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- (3) 管理栄養士に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者様、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

年 月 日

ご利用者様	私は、以上の契約書の内容、及び重要事項、利用料金等について札幌西円山病院 管理栄養士から説明を受け、内容を確認し、同意しました。 私はこの契約書に同意し、居宅療養指導の利用を申し込みます。			
	住 所	〒 一		
	氏 名			
	電話番号	() -	FAX	() -

代理人	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。			
	本人との 関 係			
	住 所	〒 一		
	氏 名			
	電話番号	() -	FAX	() -

事業者	当事業者は、指定介護保険事業所として以上の契約内容、及び重要事項、利用料金等についてご利用者様へ説明しました。当事業者は、ご利用者様の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。			
	住 所	〒064-8557 札幌市中央区円山西町4丁目7-25		
	名 称	医療法人渓仁会 札幌西円山病院		
	管理 者	札幌西円山病院	医師	山田 陽
	説 明 者	札幌西円山病院	管理栄養士	石田 晴夏
	電話番号	(011) 644-1356	FAX	(011) 642-4280

※代理人を選任した場合は、代理人の署名をする。